

岡山県立東備支援学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

いじめに関する現状と課題
・本校では、高等部の生徒間のトラブルやからかい、LINEでの中傷などが、年に数回あった。 ・高等部生徒の半数近くが、通学中のJRやバス等の緊急時の連絡用として、スマートフォンを所持しており、友達とLINEの交換やSNSでの交流が行われている。 ・高等部生徒を対象に、備前警察署の生活安全課の方を講師に招き、メールの利用の仕方、サイトの利用等、情報モラルについての授業を授業を行っている。その後は担任が個別に指導したり、SNSに関する問題に触れたりしながら指導している。 ・さいな生徒同士のトラブルは、相談や報告があった時点で対応するようにしている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
・全教職員による取組を推進するため、校長を中心に管理職や学年主任、生徒指導主事、養護教諭、学年担任などからなるいじめ防止対策委員会を組織する。また、いじめの防止・早期発見・対処のための取り組みを行う。 ・いじめの未然防止のため、豊かな情操や道徳心、人格を尊重し合える態度など、児童生徒の発達段階に応じて、教育活動全体を通して育成する。 ・いじめの早期発見のため、教職員による観察や情報交換、定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。 <重点となる取り組み> ・児童生徒の発達段階に応じて、人との関わり、規範意識などの社会性を指導する。 ・児童生徒のSNSを含むネットの利用実態の把握、情報モラルについての授業等、人間関係のトラブルにならないよう指導する。 ・全児童生徒を対象に定期的に教育相談を行い、いじめを訴えやすい環境整備、家庭、地域と連携して児童生徒を見守る体制を構築する。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<連携の内容> ・いじめ防止基本方針をPTA総会で紹介し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解と周知を図る。 ・コミュニティ・スクール運営委員の協力を得て学校外での生活や通学に関しての見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・インターネットやSNS上のいじめ問題や情報モラル等に関する正しい使い方や考え方についてチラシや案内を保護者に配付する。	いじめ防止対策委員会 <対策委員会の役割> ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成及び発生した事案への対応 <対策委員会の開催時期> ・いじめ予防の取組の確認時や事案発生時 <対策委員会の内容の教職員への伝達> ・職員朝礼時や職員会議時に全教職員に周知する <構成メンバー> 事案発生時は外部機関と協力・連携する。 ・校外 コミュニティ・スクール運営委員、(教育委員会、警察署、弁護士)等 ・校内 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター(学年主任、担任) 全教職員	<連携機関名> ・岡山県教育委員会 <連携の内容> ・特別支援教育課及び人権教育・生徒指導課に事案の報告と相談 <学校側の窓口> ・教頭 <連携機関名> ・各所轄警察署、青少年育成センター、相談支援事業所 <連携の内容> ・定期的な情報交換 <学校側の窓口> ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① いじめの防止	(校内指導体制の確立) ・学校の教育活動全体を通じた多様な取組を段階的・系統的に指導内容を整理する。 (児童生徒の生命尊重の態度、人権尊重の意識の育成) ・互いを思いやり、生命尊重、人権尊重の意識と態度の育成のため、教育活動全体を通して指導する。 (互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり) ・授業や学級活動、ボランティアや体験活動、地域活動等で、コミュニケーション能力や社会性を育成する。 (ネット上のトラブルに対処する能力や態度の育成) ・タブレット端末やスマートフォンを活用できる能力の育成と同時に、インターネットやSNS等の利便性や危険性、トラブル対処法等を指導する。 (教職員の指導力の向上) ・教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、いじめを助長することのないよう、コンプライアンス研修を行う。 ・全校や学部単位等、児童生徒から信頼されるよう、学級経営や教科指導、生徒指導に関する授業づくりの研修を行う。 ・全職員対象の人権研修会を実施する。 ・アプリの活用と合わせて、一人一人の変化に気付く意識を高める。
② 早期発見	(教職員による観察や情報交換) ・教育相談を行うことで児童生徒の様子を把握し、いじめの早期発見を図る。 (定期的な学校生活アンケート実施) ・定期アンケートや教育相談等、いじめを訴えやすい環境を整える。 (校内の教育相談体制の活用) ・特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等、積極的に活用する。 ・こころとからだの健康チェックで、アプリケーションソフトを有効活用する。 (家庭・地域の協力) ・保護者の協力を得られるように、家庭の様子について連絡を取り合ったり、気になることは相談を受け入れたりする体制をつくる。 ・放課後等デイサービスや関係機関などから情報が得られるよう、情報共有したり、情報提供を依頼したりする。
③ いじめへの対処	(いじめの発見や相談を受けたときの対応) ・本校の児童生徒がいじめを受けていると相談や情報提供、いじめが明らかになったときは、必ず迅速に対応し、真摯に傾聴と対応に当たる。 ・けんかやふざけ合いなどを含め、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で止め、経緯を丁寧に聞き取りする。 ・児童生徒の安全を確保し、守り抜くことを最優先に対応する。 ・正確な事実関係の把握、事実を隠すことなく保護者等に伝え、協力して対応する体制づくりを行う。 (いじめへの組織的対応) ・いじめへの対応を検討するために、いじめ防止対策委員会を開催する。犯罪行為に当たる場合は、警察と連携する。 (いじめられた児童生徒とその保護者への支援) ・事実関係の聴取を行うとともに、心のケアも行い、その児童生徒が安心して活動ができる環境を確保するとともに、保護者へ情報を迅速に伝え支援する。 (いじめた児童生徒への対応) ・いじめた気持ちや状況などについて聞き、その背景に目を向けながら、行為の相手に及ぼす影響に気付かせ、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるような成長を促す指導を行う。 (他の生徒への働きかけ) ・見ていた児童生徒にも、誰かに知らせる勇気をもつことやいじめに同調してはいけいじめであることを指導する。 (いじめの解消と継続的な支援) ・2つの要件(いじめ行為が止んでいること、いじめを受けた児童生徒が心身に苦痛を感じていないこと)を満たし、いじめが解消されていたとしても教職員は関係の児童生徒を日常的に注意深く観察する。